平成２６年（フ）第３７４号
神戸市須磨区離宮西町２丁目２番１―401号
債務者　柳瀬工務店こと　柳瀬　昭二
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　名倉　大貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４６号
高知市横内153番地95
債務者　諏訪　實穂
1　決定年月日時　平成26年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　雅康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月16日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１６０号
高知市横内153番地95
債務者　諏訪　泰子
1　決定年月日時　平成26年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　雅康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月16日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第９６号
福岡県うきは市浮羽町三春1978ケアビレッジ三春、住民票上の住所福岡県朝倉市杷木志波191番地１
債務者　江副　　毅
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　　賢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第２３６号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼2035番地
債務者　戸田　　晃
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榎　　崇文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月31日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１９６号
大阪府貝塚市三ツ松2722番地６棟202号、前住所大阪府泉南郡熊取町小垣内１丁目８番13号
債務者　萩森　常雄
1　決定年月日時　平成26年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　唐﨑　浩司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２１３号
大阪府泉佐野市羽倉崎３丁目３番３号
債務者　田端　一晃
1　決定年月日時　平成26年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川瀬まやな
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１２０号
鹿児島県鹿児島市下荒田４丁目48番18―903号
債務者　長谷　幸郎
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小関　正信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１９号
秋田県雄勝郡羽後町字屋敷添４番地８
債務者　髙橋　早苗（旧姓小池・鈴木）
1　決定年月日時　平成26年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２６年（フ）第６７号
島根県雲南市三刀屋町三刀屋232番地２
債務者　山根　和枝
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１７号
沖縄県那覇市首里鳥堀町４丁目107番地　おり鶴館
債務者　仲宗根正夫
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１５４号
函館市千歳町16番12号
債務者　濱田　康弘
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１５８号
函館市美原３丁目８番20号
債務者　加藤　幸一
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１２９０号
大阪府豊中市末広町２丁目10番23―101号
債務者　管田　次孝
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７４２号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田３丁目７番38号プラソーレ308号
債務者　日浦のり子
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７７０号
大阪市東淀川区豊里４丁目10番10号メゾン大京202号
債務者　大村　健一
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７７２号
大阪市東住吉区田辺６丁目１番14号セレクトスクエア201号
債務者　島村　浩史
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部